

## 第4回長生郡市7市町村長・議会議長合同会議会議録

### 第1回長生郡市合併協議準備会

平成18年11月2日 午後3時00分

長生郡市広域市町村圏組合管理棟

ふれあいホール

出席者 7市町村欠席者なし、県市町村課板倉合併担当課長、合併支援室添谷主査、合併担当課長、町村会事務局並びに議会議長会事務局  
新聞記者傍聴で実施、一般傍聴者7名

司会進行：町村会事務局長

皆さんどうもご苦労様でございます。

ただいまから、第4回長生郡市 市町村長・議会議長合同会議を開会致します。

最初におことわりしておきたいと思いますが、今回の合同会議の協議事項につきましては「合併協議会の設置について」を議題とし、協議整い次第、第1回準備会を開催する旨ご通知申し上げたように、変則的ではありますがご了解いただきたいと思います。それではお手元の会議次第に沿って進行して参ります。

はじめに、町村会長の近藤一宮町長からご挨拶申し上げます。

中村一宮町議長

議長、発言したいことがあります。

近藤一宮町長

挨拶の前に、前回の会議のことについて発言の申出がありましたのでお願いします。

中村一宮町議長

8月9日に行われました第3回長生郡市市町村長・議会議長合同会議の席上におきまして、一部発言について誤りがございましたのでそれを訂正させていただきたいと思います。会議録の9ページの最終行と13ページの7行目の長生村の村長選におきまして1,000票差ということで申し上げましたけれども、これを874に訂正させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

近藤一宮町長

去る8月9日に開催されました第3回合同会議に於いて、合併に向けた議論を煮

詰めていくために、法定協議会再設置に向かうその前段階として合併準備会を立ち上げましょうとそういう方向性が示されたわけでございます。

しかしながら、その準備会の性格や役割の詳細については具体的な協議がなされなかったことございまして、座長としてすこし時間をいただく中で、県の指導のもとに準備会のあり方や進め方について、基礎的なデザインを描くための作業をしまいたしていただいております。市町村長さんには去る10月2日に県の板倉課長からその概要についてご説明していただいたわけでございます。そして、また市町村長さんのご賛同をいただいたしていただいております。また、そういったことを踏まえて、本日ですが、議長さんにも県の方から同様のご説明を受けております。そういった中で、今日の第1回を開くにあたりまして、だいぶ日数がかかってしまいましたけれども、再度の協議の立ち上げでありますので、前回の合併協議の苦い経験を踏まえつつ、今度こそ流産させることなく合併を成就させるべく、熟慮を重ねたがための所要期間だにご了解いただき、ご容赦賜りたいと思っております。

最後になりましたが、町村会長としての職責から今日まで首長、議長による合併問題合同会議の座長を勤めさせていただきましたが、この間、議長会会長の神崎長柄町議長にはお世話になりました。この場をお借りして深く感謝申し上げます、あわせて皆様方のご協力に感謝申し上げます。

そして今日の合併協議準備会のスタートが長生都市の新しい歴史の第1歩になることを祈念申し上げます、冒頭の挨拶にかえさせていただきます。

今日はよろしくお願い致します。

事務局長

続いて、郡議長会長の神崎長柄町議会議長からご挨拶申し上げます。

神崎議長

どうも皆さんこんにちは。

先程から8月9日の話が出ておりましたけれども、近藤町長さんが全部申し上げたとおりでありますけれども、私どもと致しましても、長柄町の町長選挙が終わったらこの会議をやろうという約束でございましたし、前向きに合併ありきという形で進めて行こうということでありました。皆様方のご支援をいただく中で私どもの成島再選という形で果たせましたので、この会が開けたということで私どもとしましても嬉しく思っているわけでありまして、一段階クリアできるという中で、ぜひ将来の長生都市のあり方をこれから皆さん方心を開いて話し合っていけるんじゃないかと思っております。私としましても、皆さん方に大変お世話になっていままでこれ感謝を申し上げながらご挨拶に代えさせていただきます。

今日はよろしく申し上げます。

事務局長

それでは議事に入ります。座長を近藤一宮町長にお願いします。

近藤一宮町長

議事に入る前に、ひとつご了解を得たい件がございます。先ほど、挨拶の中でも申し上げたとおり、今日の会議の開催にあたりましては、県の市町村課から大変多くの助言等をお願いしながら準備を進めてまいった経過がございます。この後の議題の内容につきましては、県の市町村課から内容説明をしてもらうことについて、ご了解いただけますでしょうか。

異議なしと発する声あり

そして、また、本日の会議から、各市町村の合併担当課長(幹事)の出席を求めましたので、これもあわせてお許し願いたいと思います。

よろしゅうございますか。

異議なしと発する声あり

有難うございます。意義がないということでございますので、そのように進めさせていただきます。

それでは、早速、第4回合同会議の議題であります「長生都市合併協議準備会の設置(会則制定)」について、会則(案)の説明をお願い致します。

県の方からひとつよろしくお願い致します。

板倉合併担当課長

合併担当課長の板倉でございます。この間、長生都市の合併の話につきまして相談を受けまして、県としても一所懸命支援をさせていただきたいということで進めてまいりました。私ども、この地域で合併をぜひ成就していただきたいということで、

今後も皆様方のご了解をいただきまして、県も一緒になって汗をかかせていただきたいと思いますと思っておりますので、よろしくお願い致します。

今日は長生都市の地域を担当致します。県の合併支援室の添谷と共々出席させていただきましたのでよろしくお願い致します。

それでは会則の具体的な説明は添谷の方から説明させていただきたいと思しますのでよろしくお願い致します。

添谷主査

添谷でございます。よろしくお願い致します。

皆様方のお手元の資料1ページに長生都市合併協議準備会会則(案)ということで

お示ししてございます。

条文に従いまして順次ご説明申し上げます。

まず、第1条でございますが、設置の目的等でございます。

この長生郡市合併協議準備会につきましては、長生郡市一体の合併に向けた合併協議推進に関する準備等を行うということを目的に設置するという案になっています。

第2条は名称でございます。

これまでの合同会議の中で、一般的に準備会という言葉で皆様が言い回してきたところでございますが、この準備会の性格というものを考えましたときに、合併協議、まあ、今後、法定協議会等の設置に進む前段階としてのというお話しがございましたので、名称につきましては、合併協議準備会という名称で如何かなと案を提示させていただきました。条文中（以下「準備会」）という形で示させていただきました。

第3条でございますのが、この準備会の基本方針でございます。3つの項目だけをしてございます。まず、1点目と致しまして、合意事項におきましてはいまさら申し上げるまでもございませませんが、これまで法定協議会を設置しまして、7市町村で合併協議をしたという経緯がございます。それを踏まえまして、前回合併協議における合意事項につきましては、基本的に生かしていくということを準備会、受ける再度の協議の前提としては如何かなというものでございます。

第2点目につきましては、前回合併協議の中で、調整が難航した事項でございます。こういった部分をこの準備会の場で調整を行いまして、来るべき法定協議会設置後の協議の円滑を予め図って置くというものでございます。

3点目と致しまして、各市町村における行財政改革について、それぞれ皆さんで認識の共有を図っていただくということで、予め合併の障害を取り除いて置く。

以上の3点を準備会の基本的な方針ということで提案させていただきました。続きまして、第4条でございますが、この準備会において何を行うのかというものでございます。

4点掲げさせていただきます。

まず初めに、合併に関する主な協議項目の調整、これは準備会設置後の議案でも改めてご説明申し上げますが、合併に際しましては、合併の期日・合併の方式・新市の名称・事務所の位置等基本的な大きな項目を決める必要がございます。そういった多くの項目の中の主要なものについて、予めこの準備会において合意を図るということをひとつの目的としたものでございます。

2点目に書きました（仮称）合併基本構想素案の作成でございますが、この合併基本構想素案なるものが、ただ今1点目で申し上げました。主な5項目について取りまとめを致しまして、住民の方に分かりやすくお示しして、新市のイメージを思い描いていただくというための準備会としての成果品を作り上げるというものでございます。

3点目と致しましては、この準備会はあくまで任意の組織、協議の話し合いの場でございますので、正式には法定協議会という法律に基づく協議の場を設置しなければいけませんけれども、その設置に向けた将来の事務的な準備を行うというものでございます。

それと4番目のその他と致しまして、合併協議の推進に必要な事項、以上の4点がこの準備会の所掌事務ということで提案申し上げます。

第5条につきましては、準備会の組織についてでございます。

7市町村の市町村長さんと議会議長さんをもって構成をします。なお、第2項に書いてございますが、本日も同席しております。千葉県市町村課市町村合併担当課長を助言者として置くということで、これについて会則上の位置付けとして入れさせていただきます。

第6条は役員についてでございます。

ご提案致しますのは、会長1名、副会長1名を置くというものでございます。第2項につきましては、皆様の互選によって選んでいただくという形にさせていただきます。

第7条は役員の任期ということで、準備会の目的を達成し次のステップにいくまで、これを役員の任期ということに致します。

1ページめくっていただきまして、第8条でございます。

役員の職務でございます。これは一般的によく書いてあることでございますけれども、会長が準備会を代表して、会務を総理する。副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理するというものでございます。

第9条この会議は会長の招集により開かれるということでございます。

第2項でございますが、準備会の議長を会長に務めていただくということでございます。

第10条これは先程の組織のところ、市町村長さんと議会議長さん、それから県の助言者を構成メンバーとすることを定めてございますが、必要に応じてそれ以外の者の出席を求めることができるというものです。

第11条は幹事会についての規定でございます。この準備会の本会議に諮る事項等について協議、調整をすることを目的に幹事会を置くこととしております。なお、この幹事につきましては、各市町村長さんの指定する者、想定されますのは合併担当課長さんになるかということでございます。

第12条でございますが、事務処理についての規定でございます。現在この準備会には法定協議会の時に置かれたような専属専任の事務局というものが設置されてございません。従いまして、7市町村の職員の方、あるいは我々で今後共同で事務をとりおこない会議の設定等を行っていくことを定めてございます。なお、第2項につきましては、やはり議案の提案内容等を共同で行うにしても、会場の設定、日程調整等庶務的な部分がどうしても必要になると。こういったことにつきましては、会長を選出した市町村の担当課において担っていただきたいということを

規定させていただいております。

第13条は補則でございます、その他必要なことについては会長が定めるということでございます。

以上が会則の案についての説明でございます。よろしくご協議をお願い致します。

近藤一宮町長

はいどうも有難うございました。

ただ今の説明に対しまして、ご質疑等ございましたら挙手してご発言をお願い致します。

藤見長南町長

ちょっとすいません。ひとつ。

この会則案の第3条第一号前回の合併協議会における合意事項は基本的に生かす。ということでございますが、まだ、提案されてませんが、一番最後のページを見させていただいた4ページ。そうしますと基本的調整方針とか点を打ってあって2番目に合併方式と新市名なんていうのは、新市名は既に長生市とかで決まっていますね。とかじゃない。長生市と決まっている。前回の協議会では決まっているんだから。それを生かすということであるとすれば、会則の方で生かすということになっていて、こちらの4番目で新市名と挙げて置くのはですね。如何かなというものが、どういうことを意味しているのかちょっと説明してください。

添谷主査

趣旨としましては、せっかく合併協議の前提が、積上げがあるわけです。それを全く無にするのはもったいないという趣旨から、この第3条第一号は前回協議は基本的に生かすという方針を出させていただきました。

ただ、藤見町長さんがおっしゃるとおり、これを型どおり嵌めていくには今おっしゃった長生市というのは前回合意事項、まあ、あの決まった経緯はいろいろあるかもしれませんが、協議会としての決定事項となっておりますので、型どおりであればそのままということになるわけですが、まあ、これは特段新市の名称のみをなんですか指定してやった部分でないってのもありますし、基本的にということ。

藤見長南町長

あのね、立場はよく分かります。

我々も、議会とか町民、住民に対しては今までやったものは無駄じゃないと言っているんだから、金と時間を掛けたのは無駄でないと言っているから。こういうふうにするのは素晴らしいんだけど、新しい市名は協議会で決まっているんだから。それだったら確認するとかなんかでね。合意事項を基本的に生かすことと。もう1つ確

認をすることができるような形にしてくれれば、長生市のようなものは確認で済むとするかどうかね。

ただ、生かす。の1つにしておく、もう決まったものを、ちょっとその辺がね。我々の立場上は非常に良いんだよ。生かすというと。住民に言っててさ無駄にしないってのは、非常に良いんだけども。ちょっとその辺をね。

添谷主査

町長さんがおっしゃるように、生かすここに書いたからといってまったく土俵にのせないというのはないと思います。再度、全ての項目について、確認なり協議の土俵にのせる必要はあると思います。

藤見長南町長

了解しました。

近藤一宮町長

おさらいの意味も含めて、ここに項目として載せたということでご理解を願いたいと思います。

石井茂原市長

いま、藤見町長が言っておられたようなことで進めていただくように、ぜひお願いしたいと思います。

石井長生村長

長生村の石井です。

今回の準備会に参加をするという理由を述べた後2～3質問したいことがあります。

長生村の私としては、合併することによって住民のどれだけの利便性、メリットになることが本当にあるんだろうかということが、一番大事なところでこの合同会議の中で議論をさせて、あるいはいろいろと教えてもらうという立場で聞いてきたわけでございますけれども、その辺の不十分な中でも今日ということになったわけでございますけれども、私としては、今日の構成メンバーには入りますけれども、あくまでも合併が仮にあったときの絵図、どういうふうに、大よその正確には出ないと思うんですけども、かなりの部分でどのような形で合併した場合に、住民サービスの問題なりあるいは議員定数だとか、職員の給料の問題だとか、そういったものの判断材料をですね。いただければということで、私としては参加をさせてもらうということでございます。

したがって、未来永劫このまま長生村の私としては合併に直撃して進んでいくということではないということについてご理解をいただきたいと思います。

それでは、会則の中で何点か質問したいと思います。

第3条第一号の部分における前回の合併協議会における合意事項は基本的に生かす。という。いま、長南町長さんがお話を出してくれたんですけれども、私がここに非常に問題意識をもっているのは、住民サービスの問題です。前回の合併協議会の時に、ある部分、全体的には無理でしたけれども、ある部分についての住民サービスの水準を高めるということで、合意事項がけっこうありました。それで、前回の時に長南町長さんがおっしゃったんですけれども、いま、財源が、財政が2年前とは違う。したがって、前に決めた住民サービスの水準でやっていくのは無理だろうと、私もそう思います。

したがって、今まで決めた問題ですね。住民サービスの水準の問題、あるいは負担金の問題、負担の問題、そういったものが前とは財源が、財源のその預貯金を含めて違うわけですから。そこが本当に大丈夫だろうか。そう意味での検証をして確認をすると。そういうことがぜひ必要だと思いますので、そういうことは、本当は活字の文言の中に私は検証して出すというふうにしていった方が良いんじゃないかというふうに思います。

次に第2号のところ、これは確認で良いです。

私は事前に事務方とも話をしたんですけれども、どういことを確認したいかという。前回の第1ステージの合併を進めるための経過、そして合併が破談しましたよね。壊れたわけですよ。何で壊れたか、経過と原因についてきちんと共通認識を作ると。客観的に明らかにすると。そうでないと、それこそ一宮町長が挨拶の中で言いましたけれども、また同じことが繰り返されるということもあり得るわけですから、きちんと第1ステージの合併協議会の経過と破談した原因ですね。そのところをきちんとね。お互いに共通認識をもちましょうということで、そのことが議論されるということが確認される文言で良いんですけれども、ぜひそういうことをですね。やっていただきたい。議論を尽くしていただきたいというふうに思います。

それから第4条の第二号のところ、住民にきちっと説明ができる。お知らせをする。そういうことができるような案を作っていこうと。決めていこうということですから、これは大事なことですし、良いことでありますから、むしろ私はそのためにもここへ来ているわけですから、そういった意味で、準備会の中でいろいろ話合って決めたこと、まあそれは最終決定ではないと思うんですよね。法定協議会じゃないわけだから、ここで話合って決めたことについて、住民に分かりやすいように、ご説明できるようなものをきちっと作っていただきたいということで、これは私も賛同するという意味で、よろしく、ぜひお願いしたいなと思っております。

それから、後は最後にもお願いになりますけれども、焦らずですね。きちっと丁寧な議論を進めながら、理解と納得を作りながらこの準備会を進めて行くと、そういうことで、ぜひよろしくお願いしたいと思っております。

以上であります。

近藤一宮町長

石井村長にお伺いします。

ただ今、質疑ということでご発言になったつもりですけれども、要望ということで理解してよろしゅうございますか。

石井長生村長

あのう質問では第3条の第一号は質問です。第二号は確認で良いです。

近藤一宮町長

はい、分かりました。

添谷主査

それでは、私も前回の合意事項は基本的に生かすと言いつつも、前回決まったことを丸呑みする必要はないと思います。当然おっしゃるとおり財政状況等にも変化がありますし、そういった状況の変化に応じて、見直すべきところは見直すということは当然この中には含まれてくるんじゃないかなというふうに考えております。

それと後（破談の）原因等について検証、議論をしたうえでというお話しですけれども、それこそあえて会則に織り込むまでもなく。例えば基本方針としての第3条第三号、あるいは第4条第四号の合併協議の推進に必要な事項というところですね。当然その辺りを読み込んだうえで、各必要なそういった議論については、個別に提案をして皆様方のご了解を得るという方向で議論をしていただくというふうに考えております。

近藤一宮町長

石井村長さんよろしゅうございますね。

他にございますか。

藤見長南町長

ありません。

近藤一宮町長

それでは、お諮り致します。「長生郡市合併協議準備会会則(案)」について、この原案のとおりご承認頂けますでしょうか。

異議なしという声あり

近藤一宮町長

はい、有難うございます。

異議なしということでございますので、ご承認いただいたということで、会則の（案）をとっていただき、附則の施行日に「平成 18 年 11 月 2 日」と記入をお願い致します。

これをもちまして、本日ここに「長生郡市合併協議準備会」が発足、設置されたということになりました。

本日の合同会議の議事は全て終了しましたので、進行を事務局にお返しします。そしてこの合同会議の所期の目的でありました「合併準備会」も設置もされましたので、今日まで座長、副座長として私ども 2 人が進行等を務めてまいりましたけれども、今日をもって解任とさせていただきます。

どうもご協力有難うございました。

事務局長

これをもちまして、第 4 回合同会議を終了し、引き続き、ただ今ご承認いただきました「長生郡市合併協議準備会会則」に基づきまして、第 1 回の会議を開催したいと存じますが、役員選出もされておられませんので、町村会事務局において進行させていただきたいと思っておりますが如何でしょうか。

異議なしとの声あり

それでは、進めさせていただきます。

ただ今より、長生郡市合併協議準備会第 1 回会議を開催させていただきます。なお、会則第 5 条第 2 項の規定により、県の市町村合併担当課長が助言者として置かれておりますので、助言者として、会議に加わっていただきたいと思っております。席の移動をお願いします。

では、議題に入ります前に、会議進行の「仮議長」を選出願いたいと存じます。よろしく御協議お願い致します。

中村一宮町議長

議長会長の長柄町神崎議長にお願いしたいと思います。

事務局長

ただ今、議長会長の神崎議長とのお声がありましたが、如何でしょうか。

異議なしとの声あり

事務局長

では、神崎議長に仮議長をお願い致します。議長席に御移動をお願いします。

神崎長柄町議長

それでは、ご指名をいただきました神崎でございます。

しばらくの間、仮議長を務めさせていただきます。

議題1「役員選出について」でございますが、会則第6条の規定によりまして、会長、副会長を各1名、互選することとなっております。どなたか、ご意見がございましたら、ご発言をお願い致します。

石井茂原市長

今日、長生郡市合併協議準備会が発足したことを大変嬉しく思っているわけでございます。この会が出来るまでには長生郡議会議長会、また、町村会の皆さんには大変なご苦勞をいただきました。そんなようなことで、この準備会が出来上がるまで大変ご苦勞をいただいてまいりました。長生郡町村会長の近藤一宮町長に引続いてぜひ会長としてお骨折りいただきたいと思っております。また、副会長には、町村会副会長であります藤見長南町長をお願いしたい。このお二方に会長、副会長をぜひやっていただきたいなど。こんな思いでございます。

神崎長柄町議長

ただ今、会長は、町村会長の近藤一宮町長さん、副会長は、町村会副会長の藤見長南町長さんにとのご意見がありました。如何でしょうか。

異議なしと発する声あり

神崎長柄町議長

異議なしと認めます。

それではそのように決定とさせていただきます。

これで、仮議長の役割を終わらせていただきます。有難うございました。

事務局長

それでは、会長、副会長が選出されましたので、一言ずつ、ご挨拶をお願いしたいと思います。

近藤一宮町長

この度は茂原市長さんのご発声で、計らずも町村会の方で合併協議を今回は進めて行こうというご趣旨だと私は理解しておりますけれども、任されました以上、全力で職務の遂行にあたりたいと考えております。

改めて申し上げるまでもないことでございますけれども、この合併協議準備会は段階的合併についても議論した、そういう中で改めて1市6町村で、全体で1つにまとまっていこうと、そういう決議のもとに立ち上げられた組織だと、これが先ず

もって今回の原点になろうかと私は思っております。

私の個人的見解に過ぎないとお叱りを受けるかもしれませんが、昨今の町村会方分権の流れの中で、広域行政でなければ対応できない課題が増える一方でございます。長生郡市でも、消防、水道、ゴミ処理、病院という先人の作った広域事務組合のお陰でどれだけその遺産に我々が助けられて来たか、改めて思い起こすまでもないこととございます。更に近年では介護や障害者の認定事務などそれぞれの市町村で手に余るものをこの事務組合が引受けていただいたと、そういう中でやはりもう既に単独自治体では明らかにやっていけなくなっていると、そういう時代的背景があるかと思えます。こうした事実を踏まえ広域行政の範囲を更に拡大し、あらゆる分野にそれを行き渡せるように広げていく、そういう作業をするために長生郡市の合併というものを最良の手段と、そういうふうに私どもは考えるべきではないのかなと、そう考えたいと思っております。ですから、途中で万一ですね一部の自治体が離脱するような事態になると、その分合併の効果というものも確かにマイナスに作用しますし、離脱する自治体にとっても住民に対しこの先数世代に亘って影響が及ぶ重要な政策決定になるわけとございます。ですから私たちには、この全員のメンバーにはできる限り辛抱強く議論を積上げて、あくまでも一体的合併を実現していく責任と義務があるかと考えております。

いろいろ申し上げましたけれども、こうして準備会が無事発足した以上、まずは前回審議が未了に終わった重要案件、これを速やかに成立させることにまず全力で努力致しまして、間違っても政治的駆け引きなどで議論の本質を見失うことのないよう7つの団体が揃って法定協議会のステージに進んで行けるよう、皆様方の特段のご支援とご協力を改めてお願い申し上げます、会長としてのご挨拶に代えたいと思えます。

よろしくお願い致します。

藤見長南町長

それでは、ご挨拶申し上げます。

今回、副会長ということでお世話になります。

いま、会長の一宮さんから力強い決意の表明がございました。私も会長を補佐して素晴らしい街づくりをしていきたいと、こんなふうに考えております。ひとつよろしくご協力の程をお願い申し上げます。

事務局長

それでは、会則第9条第2項の規定により、会長に議長をお願いします。会長は、議長席に移動をお願いします、

近藤会長

それでは、しばらくの間議長を務めさせていただきます。

それではもう一度会議次第に戻らしていただきまして、第1回準備会の(2)「(仮称)合併基本構想素案」について、これを議題としたいと思います。事務局から説明をお願いします。

添谷主査

それではご説明致します。

お手元の資料の4ページをご覧ください。

こちらにお示し致しましたのが議題の2の「(仮称)合併基本構想素案」についての内容でございます。この基本構想素案につきましては、先ほどご承認をいただきましたこの準備会会則の第4条第2号でございます。こちらに示しましたものの内容についての項目としての案でございます。最終的には今日お示しした案としての項目だけ協議の結果として入ってくるわけですけれども、本日ご了解をいただければと思ってご提案致しましたのは、その項目としての構想の案でございます。

まず、この構想の目的、趣旨でございますが、4ページの上の方に書いてありますとおり、主な協議項目について調整協議をして「(仮称)合併基本構想素案」として取りまとめ、そしてそれを住民の方々にお示ししまして発足するであろう新市の姿、その骨格を分かりやすく示していきたいということをこの構想の大きな目的として策定してあげたというものです。

まず、その第1点目でございますが、「基本的調整方針(協議の前提となる長生郡市合併の理念)」ということでございます。これは合併協議に際しましては、様々な個々の協議事項に関しまして、今後必ずしも簡単に皆様方のご意見がまとまるとは限らない項目もあると思います。そういった際に、そもそも長生郡市の合併というものが何のための合併なのかと、どうして長生郡市一体の7市町村なのかといったことを言葉として理念を取りまとめて、そのことによって、例え1つの協議項目が難航しても、やはり原点に立ち返ればやっぱり7つでいくべきだということで、そのためには、この項目についてはこういう答えになってくるであろうというような1つの拠所となるような基本的な思想を取りまとめて置くということをしてはどうかというものでございます。この内容については、今後、順次皆様方にご協議後相談をしてまいりたいというふうに考えております。

それと以下につきましては、一般的な合併協議の項目としての主なものということでございます。当然任意の協議会において決定したのものについては、いずれ法定協議会の場で、改めて正式な協議が行われるというものでございますが、主な事柄については、予め基本的な合意を得て次の段階に進んではどうかということで以下に示しました項目について、取りまとめたらどうかというものでございます。

まず1点目は合併方式と新市名それと事務所の位置、それと事務所の位置とセットと申しますか、付きものになっております。支所の扱いをどうするのかという問題、それと合併の期日、次が議員農業委員方々の合併特例法上の特例を適用するのかどうか、あるいは定数をどうするのかという問題でございます。それと特別職、

一般職についての報酬・給与の水準をどうするのか、それと住民の方々に合併をするとどういった効果があるのかということを示すと。以上の項目を概ね合併の基本構想素案の内容としては如何でしょうかというご相談でございます。

よろしくご協議をお願い致します。

近藤会長

ただいまの説明に対しまして、ご質問等ございましたらご発言をお願い致します。

石井長生村長

解釈の問題なんですけれども、前回の合併の第1ステージで1つずつ協議項目を作って話合って決めて来ましたよね。それを私、さっき確認のためっていうことで質問させてもらったんだけど、前回の合併協議の時に、一つ一つ話合って決めてきたことを一つ一つ出して、検証して進めて行くというのは間違いないでしょうね。

添谷主査

応えてよろしいですか。

法定協議会が設置された暁には、そういうことになると思います。

合併の準備会という任意の会合において、前回法定協議会で議論した事項を一つ一つ全部やるかどうかは基本的にはないと私は考えます。

法定協議会が前回解散をしておりますので、また新たに法定協議会が作られた場合には、その法定協議会において、全ての項目を確認協議すべき必要はあると、そういう意味において村長さんのおっしゃった、個々やっていくということは間違いないというふうに考えます。

近藤会長

よろしゅうございますか。

石井長生村長

一番住民が関心をもっているのは、住民サービスの水準と負担がどうなるかというところが一番関心をもっているんですよ。アンケートを取ったときにね。だから私が一番、1つはその保育料をいくらにするとか、国保税をいくらにするとか、そういうことについて、ここできちっと出して検証していくということをやりますよね。やらない。

添谷主査

いま出している項目にはそういった項目は含まれてはおりません。

これはまあ、事務局の提案としてはそうですけれども、どういう項目をこの準備会

に於いて協議し、その成果品として示していくのかというのは、皆様方でご相談いただいて、お決めいただければよろしいことかというふうに考えております。

石井長生村長

このメンバーで決めるってことですね。

私としては、住民サービスの水準なり負担の問題、そういうことをもう一回検証して確認をしていくことはぜひ必要だと思います。

藤見長南町長

いま、事務局が説明されているように、準備会です。

準備会でこれをするということをいま決めているわけです。ただ、住民に細かな給付の問題、サービスの問題を示すというのは、協議会でやることであると私は思います。

ただ私は意見として。

長生さんは、考え方としてはそういった細かなものを示せということは、前から言っていて、今も変わっていないように受け止めておりますけれども、長生さんの先程の発言の中で、前に決めたことがいま変わっているということなんですよ。

そういったことを発言の中であるということは、私は前の法定協議会であまり細かいことまで10年先のことを決めたってのはちょっと問題があると思います。

ルールを敷いてですよ。新たな首長と議会がやるようなあまりルールを敷いたようなことをするのは如何なかと思うふしもあります。ですから、住民に向けてサービスだとか、給付の問題であまり細かなものをするというのもどうかなと思うんです。ですから、その辺は準備会でやるべきこと、そして協議会でやるべきことをしっかりと認識して分けてですね。私は準備会としてはこれで結構だと思います。

石井長生村長

はい、議長。

近藤会長

ご意見は、いまの意見に対して別の観点ですか。

石井長生村長

はい。

それは問題だと思います。私はね。

合併してどういうふうになるのかということはこの準備会の中である程度協議をして、住民に知らせていくという仕事と任務があると思うんですよ。私は。

そして、住民サービスや負担の問題については、財源の根拠がなければ証明できないわけですよ。そういう意味で、そうしたら法定協議会に入る、入らないのある

程度判断が難しくなりますよね。やっぱり私は、この準備会の中でサービスの水準をどうするか、負担をどうするか、そういったことももう一回新たに決めてくれと私は言ってるわけじゃないんです。検証して確認をすべきだと言ってるんですよ。そのことをやっていく必要がぜひあるんじゃないですかという意見です。

林白子町長

いま、石井さんの意見が従来からの主張だと思えますけれども、法定協議会と準備会というのをきちんと分けないといけないと思います。法定協議会は法に基づいたものですからやらなければいけないのはきちんとやる。それで、この準備会というのはさっき説明がありましたように、この姿とか骨格、そういったものを作ることであって、藤見さんからありましたように、やっぱりあまり細目にわたってこの場でやってしまったときに、じゃ法定協議会というのはなんだということになりますしね。それはきちんと棲み分けをするということを最初からしておかないとこういう準備会って、また、逆にですね。準備会の越権行為といことも出てきますので、その辺をはっきりさせた方が良くと思います。

ですから、私は説明があったような形で、準備会は準備会としての役割を果たせば良いのではないかと思います。

近藤会長

それでは、ただ今細かいことまで全部積上げていこうという準備会の性格をすべきだというご意見と、そしてやはり骨格的デザインを決めれば準備会の役割は良いんだという2つの意見にほぼ集約されると思います。

そういう中で、ただ今の今回提案されましたこういう骨格的な項目、こういう程度でいきましょうということに対する提案自体をひとつお諮りしたいと思うんですが、ご承認いただけますかどうかお願い致します。

異議なしと発する声あり

近藤会長

ご異議なしということですので、基本的には基本的調整方針から合併効果にいたるまでの項目について、準備会で主としてまず議論を深めていくとそういうことの中で、ただ今長生村長さんのおっしゃったようなことが派生的に必要と判断されたならば、それ自体また追加していくということでご理解願えませんでしょうか。

異議なしと発する声あり

近藤会長

よろしゅうございますか、村長さん。

石井長生村長

いまの近藤会長さんのお話だと必要だと思ったらやるということですか。

近藤会長

必要だという皆さんの判断があった場合ね。

あなたのおっしゃったことを全部やっていると大変だと思うんですよ。

民主主義でございますから、そういうご判断で、石井村長さんの言うことに皆さんが賛同してくれるんならば、当然議長として取り上げ致します。ですから、そういう雰囲気は今後出てくるかということで、ひとつご容赦願いたいと思いますが。

石井長生村長

最後に確認になりますが、よろしいですか。

近藤会長

はい

石井長生村長

住民サービスの水準や負担の問題については、協議をしないということですね。

近藤会長

準備会ではしないということです。

それは、法定の協議会の場で政策・決定になりますから、先程の白子町長さんのご意見をもう一度繰り返しますとね。これだけのメンバーで、そこまで踏み込んで決定してよろしいかどうかという法的な疑義もあるということを指摘されております。

ですから、そういったことで1つご理解願えませんかでしょうかね。

石井長生村長

理解はできないけれども、多数決で決まるわけですから。

理解はできません私は。

板倉合併担当課長

住民の方に合併の骨格を分かりやすく示すというのは私どももぜひ必要だなど、その中で、この合併効果という中で、はっきりして合併しますと職員の方も減らすことができますし、議員の方も減っていく、あるいは三役も減っていくという中で、財源がどのくらい出てくるかと、それで、合併してから例えば、7年間は交付税の

算定替えの中で職員はどんどん減るけれども、財源はそのまま算定替えのもとで算定されていくという中で、これぐらいの財源が出てきますよというのは住民の方に示せると思います。その中で、この財源をどういうサービスに向けていくか、あるいはいろんな手数料とか保育料のですね。ものをどういったところに充てていくのかということにつきましては、まさしく法定協議会なり、あるいは合併新市の市長さんとか新市の議会の中で議論すべきことでありまして、この任意の準備会の中で議論をして決めても、何ら法的な拘束力もありませんし、住民へ逆に示すこと自体が住民に約束できることではありませんので、かえって無責任になるのかなと思います。

近藤会長

非常に分かりやすいご説明だったと思うんですが、村長さんよろしゅうございませぬ。

石井長生村長

別の質問に移ります。

近藤会長

ちょっと待ってください。

基本構想素案について、ご承認いただきましたので、本日準備した議題は全て終わったわけでございます。

ですから、後はその他としてご発言の機会は作りますので、どうでしょうか。いま問題について、掘り下げだったらひとつご容赦願いたいと思います。

石井長生村長

議長さんがこれを採っちゃったんだからしょうがないでしょう。

近藤会長

そういうふうには言わないでください。

石井長生村長

閉じられちゃったんだからしょうがないでしょう。

近藤会長

限がないですから。

ある程度議長権限というのを認めていただかないと会議というのは進みませんよ。

石井長生村長

その他の中で意見を出させてください。

近藤会長

だからその他の中に適用される内容ですねって言ってるんです。  
それでしたら発言を許します。

石井長生村長

困りましたね。これは。  
それじゃ、要望します。

先程の中でもう一回質問、意見を出したかったんですけども、議長さんの節目ができましたので、要望になりますけれども、最初に合同会議の時に申し上げましたけれども、前回の合併協議の経過と破綻の原因、そういったところもちゃんと盛り込んでほしいなということを前段で言ってありますので、そういうことも何処かできちっとやっていただきたいと思います。ぜひお願いしたいと思います。そうでないと、議論したこと、質問したことが全然活かないので、ぜひお願いしたいと思います。

それから、県の立場で入っている方に質問致します。構成メンバーだからね。前回の合併ステージの時は、サービスは高く、負担は低くするというのが前回の合併協議会の時の説明事項であります。これは非常に良いことだったんですね。住民も安心したし、今回の第2ステージで県が作って、いろいろもらってきた資料の中にそれが消えています。消えています。その表現や考え方が、何故消してしまったのか、何故消してしまったのか、その理由を県の方から説明をいただきたいと思います。

2つ目です。

これはですね。実は先週の土曜日、茂原のプラザ平安閣で猪瀬さんという方が、道路公団を民営化する猪瀬さんが来て、いろいろ長生郡市の合併を含めて、茂原市の財政状況についてもコメント、ご意見が出ておりました。それに基づきますと、茂原市の実質公債比率が19%、全国1,800ある地方自治体の中で、後ろから数えて300番目ですということで、このままいくと、私の言葉じゃないですよ。茂原は財政再建団体になっていくよと言われました。

そして更に言うならば、千葉県自治体の中で財政状況を見ますと茂原市さんのいろんな順位が後ろから数えて10番以内くらいに大体が入ってるんですよ。例えば財政調整積立金なんかについては、1億前後ですし、県下で最低なわけなんですよ。そういったことを含めてですね。私も住民からいろいろ聞かれてきたんですけども、この合同会議と引き続き今日もそうなんだけれども、茂原市長さんの所見、今回の準備会に望んだ所見、これからの問題意識、それをぜひ言葉をいただきたいんです。これは私、長生村の村民から非常に言われています。議事録が出ていますよね。その議事録の中には、茂原市長さんは何を言ってるのということで、聞かれ

てるんです。

ぜひですね。茂原市の財政状況も含めて今回の準備会に入って進んでいくという流れの中で、茂原市長さんはどのようにお考えになっているのか、問題意識、所見をですね、ぜひ表明していただきたいと思います。よろしくお願い致します。

近藤会長

それじゃ、そのうちにそういう機会を作ります。

いずれにしても、会長からの提言ですけれども、先程基本方針第3条の(3)に、いま、村長さんのご心配したようなことは、やはりそういう中で議論をしていくと書いてありますから、今日その件を持ち出さなくても、いずれそういうときがこようと思いますので、会長にお任せ願いたいと思います。

相長南町議長

こんなことあんまり言いたくないんですけども、先ほど会長さんが、非常に良いことを言ってくれたかなと思っていたんですけども、それはあくまでも7つでやるのがってことで、前回そういった形の中でこれが立ち上がったという根本的なあれがあるわけですよ。そういう中で、こういう形でまたどんどんやっていくと、どんどん長くなっちゃって、さっき議長さんは、できるだけ我慢強くっていう話をしましたけれども、これが我慢強く、我慢強くやっていって、何年我慢したのか分からなくなっちゃったような形では、せっかく皆さんが合併をやろうと、前向きにやろうという話しが持ち上がってる中で、失礼ですけども、長生村だけがですね。それをあれだったらやっぱり、これは参加するあれはないと私は思うんです。それを村長さん、村民が、村民がって言ってますけれども、まったくそのとおり全部がそういう形にいるわけですよ。それならば、これには参加できないじゃないですか、合併をしようと皆がやって話を前向きにやろうという話、それが前提であって今日これができたんじゃないんですか。その辺をきちっと考えていただきたいなと。

近藤会長

ただいまの相議長さんのご発言は、石井村長に申し上げたいと思いますが、会長として申し上げますけれども、会議の空気というものをよんでいただいて、その中でご発言、流れの中に発言の内容を溶け込ませていただかないと、やはり私がいくら粘り強く進めようとしても段々険悪になってしまうと思うんですよ。その辺のところを今後考慮に入れて、ひとつ紳士的な議論を積上げていけるように、そういう環境を作っていただくことを会長から要望致しまして閉じたいと思います。

それでは、今日の議題については終わったんですけども、次回を決めて散会したいと思います。できればご相談申し上げたいんでございますけれども、次回の会議を11月下旬から12月上旬の早い時期、議会が始まる前にですね、実質的な第

1回を開催したいと考えておりますので、今後、会長として私ども一宮町がこういう職責になりましたので、一宮町の合併担当課から日程調整等の相談をさせていただきますので、よろしくご協力いただきたいと思います。  
よろしゅうございますか。

了解と発する声あり

近藤会長

それでは以上をもちまして、本日の会議は全て終了とさせていただきます。  
ご協力本当にありがとうございました。

閉 会 16時06分